群馬県立精神医療センター　臨床化学自動分析装置　一式　仕様書

1. 調達物品名及び数量

臨床化学自動分析装置

シスメックス BioMajesty 株式会社製　SCA-BM6010GX　一式

（構成内訳）

臨床化学自動分析装置　SCA-BM6010GX	一式
電解質自動分析装置	一式
小型ラックハンドラ	一式
脱気内臓形純水製造装置	一式
CLALIS リンクプラス	一式

2. 納入場所　　群馬県立精神医療センター　検査室

3. 納入期限　　令和９年３月３１日（水）

4. 機器に関する要件

臨床化学自動分析装置一式に関し、以下の用件を満たすこと。

(1) 分析方式はオープンディスクリート方式で、シングルライン多項目同時分析装置であること。

(2) 処理速度は、比色項目測定 800 テスト/時以上、電解質項目を含めた処理速度は 1200 テスト/時以上であること。

(3) 微量分析の為、サンプリングボリュームは 1μL 以下から可能であること。

(4) 反応槽の恒温方式は 24 時間安定して使用可能な不活性液循環方式であること。

(5) 反応容器はプラスティック製で、光路長は 10mm 以下であること。

(6) 3 試薬系の項目に対応できること。

(7) 最低反応液量が 80μl 以下で測光可能であること。

(8) 測定波長範囲は、340～884nm で、14 種類以上の波長から選択する機能を有すること。

(9) 全反応過程の測光ができる機能を有し、10 分間の反応時間において 40 ポイント以上測光可能なこと。

(10) コンタミ回避機能を有すること。

(11) サンプルピペットには、フィブリン等の障害物圧力検知機能を有すること。

(12) 検体バーコード・試薬バーコード読取り装置を装備していること。

(13) 5 本立ての検体ラックを使用できること。

(14) 自動起動・自動終了プログラムを有すること。

(15) 操作部ディスプレイが 17 型以上の液晶であること。
(16) 検査システムとのオンライン通信が可能なこと。
(17) 電解質自動分析装置は電極法で、自動分析装置本体内蔵型であること。
(18) 電解質自動分析装置の処理能力は 200 検体/時以上であること。
(19) 電解質自動分析装置用の電極は Na/K/CL の各々独立した電極であること。
(20) 純水製造装置は、逆浸透膜及び、イオン交換樹脂等により純水が製造されること。
(21) 純水製造装置は、自動分析装置に適切に稼動する純水必要量が確保されること。
(22) 検査室システムのホストコンピューター（既設）が故障した場合でも単独でオフライン測定ができること。
(23) バーコードによる入出庫、在庫数、管理台帳出力が出来る試薬管理システムを搭載すること。また、自動分析装置と試薬の入出庫管理等がデータ通信できること。
(24) 検査室システムのホストコンピューター（既設）と接続し双方向通信すること。
(25) 自動分析装置にて検体到着確認を行い、検査室システムのホストコンピューターへ送信することができること。
(26) 検査依頼項目と検査結果の通信を行うこと。
(27) 納入時点において薬事承認済であり、最新バージョンであること。
(28) 納入後においても、稼働に必要な部品、消耗品等の安定した供給が確保されていること。

5. 保守に関する要件
(1) 無償保証期間は、機器の納入検査日から1年後の応当日の前日までとする。
(2) 無償保証期間は、正常な使用状態において発生した故障についての修理及び調整等の修繕作業について、無償で応じること。
(3) 保守契約期間は、無償保証期間終了の日の翌日から4年間とする。
(4) 保守契約期間において、機器の正常な機能を維持するために必要な定期点検を年間1回以上実施すること。実施日は、当センターとの協議により定めるものとする。
(5) 機器の運用を円滑に実現するための技術的サポートを行うこと。
(6) 故障・不具合に関わるサポート体制について、明確な資料（連絡網・サービス人員数・サービス拠点・対応時間等）を、事前に当センターに提出すること。
(7) 故障・不具合が発生した場合、必要に応じて速やかに技術者を派遣し、修理・調整を行い、復旧措置を迅速に完了すること。
(8) 点検及び修理・調整作業にかかる費用（技術料・派遣料）は、落札者の負担とする。
(9) トラブルは充分に把握し、保守契約期間内に起こったトラブルは、保守契約期間を過ぎても無償で対応すること。

6.　納入その他に関する要件

(1) 納入機器が完全に稼働するために必要な搬入・据付・調整・検査システムとの接続作業等を、当センター担当者の指示に従い、落札者の負担で行うこと。

(2) 機器本体およびその周辺機器に必要な容量の電源設備を設けること。

(3) 納入後、操作指導者を派遣し、当センター検査担当者及び医師に対して取扱の説明及び操作実演並びにトレーニングを行うこと。実施日及び日数は、当センターとの協議により定めるものとする。

(4) 上記(4)の実施後も、必要に応じて、当センター担当者と協議のうえ、操作指導者の派遣または電話対応等によりサポートすること。

(5) 操作マニュアルを日本語で作成し、紙媒体1部以上を提供すること。

(6) 医療法で定められている書類等が必要な場合は、作成の支援等を行うこと。

本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、当センター担当者との協議の上決定する。